

平成28年1月より

公共債等の税制が 大幅に改正されます!

ポイント1

公共債(国債・地方債)および公社債投資信託の利子や分配金、譲渡や償還に係る損益が、**申告分離課税の対象**となります。

⇒ 平成28年1月以降の課税方式については、裏面をご参照ください。

ポイント2

公共債(国債・地方債)および公社債投資信託の利子や分配金、譲渡や償還に係る損益が、上場株式等の売買損益や配当金等と**損益通算できるように**なります。

ポイント3

公共債(国債・地方債)および公社債投資信託が**特定口座の対象**となります。

⇒ 平成28年1月より、債券口座と投信口座をひとつの口座で管理いただけるよう「証券総合口座」として統合させていただきます。詳しくは中面をご参照ください。

<公共債等 税制改正のイメージ (個人のお客様)>

～平成27年

平成28年～

改正前

改正後

公共債の利子

20%[※]
(源泉分離課税)

公社債投信の
分配金・償還差益

×
上場株式等との通算不可

公共債の譲渡益

非課税

公共債の償還差益

累進税率(総合課税)

20%[※]
(申告分離課税)

譲渡益等については、原則確定申告
が必要となります。

○
上場株式等との通算可

「特定口座 源泉徴収あり口座」をご利用いただくと、当行が損益計算と源泉徴収を行いますので、原則確定申告が不要となります。

※復興特別所得税は考慮していません。

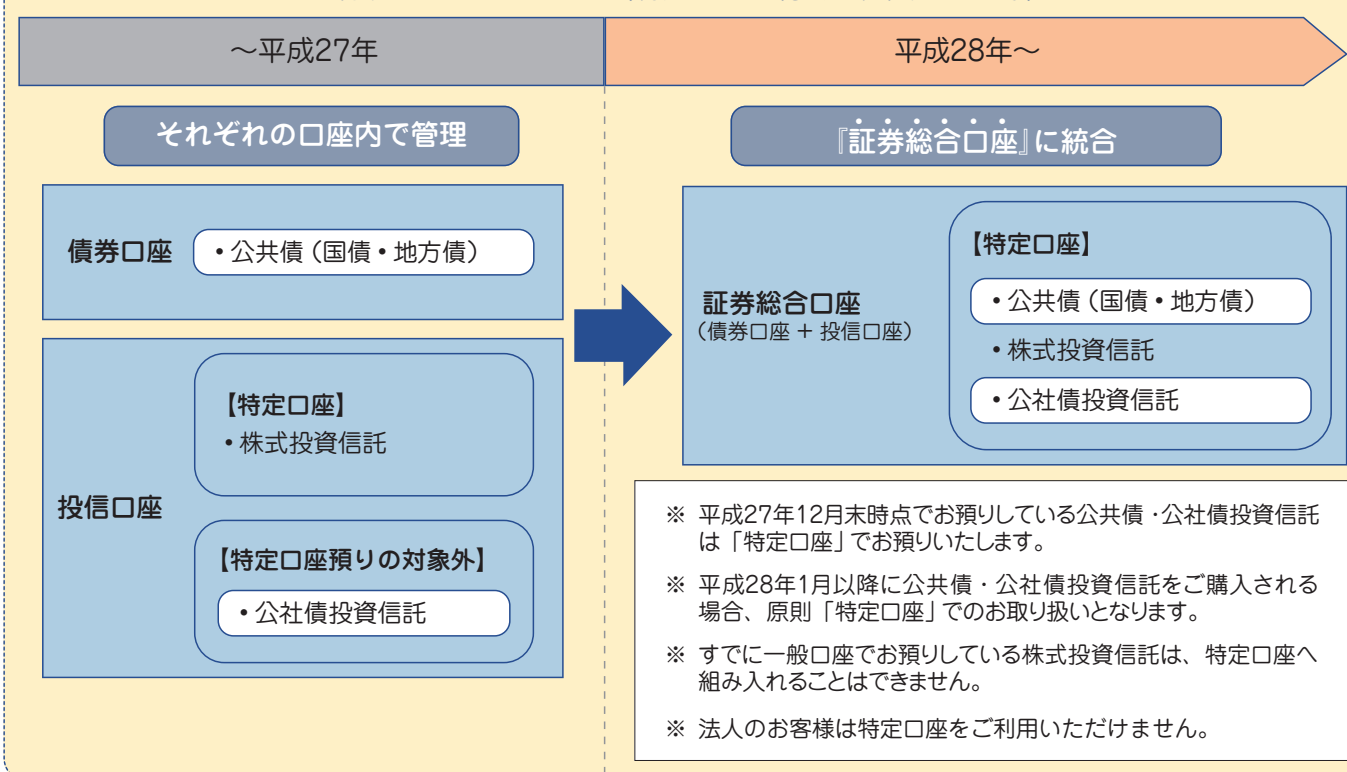
平成28年1月より

公共債等の税制が改正されるに伴い、 「債券口座」と「投信口座」を【証券総合口座】として統合させていただきます。

「証券総合口座」とは

- ◆公共債（国債・地方債）と投資信託（株式投信・公社債投信）をお預りする口座です。
- ◆お一人様一口座のみのご利用となります。
- ◆平成28年1月より「特定口座」内で公共債と投資信託をあわせて管理いただけます。
※ 現在「特定口座」を利用されていないお客様は、「特定口座」のお申込み手続きが必要となります。

< 証券総合口座のイメージ（特定口座ご利用の個人のお客様） >



平成28年1月より公共債等（国債・地方債・公社債投資信託）の利子・分配金や譲渡益、償還差益の課税方式が申告分離課税になるため、公共債等を保有するお客様は確定申告が必要となる場合が生じます！

- ◆「特定口座」をご利用いただくことで、**当行**がお客様に代わって、公共債や投資信託の譲渡損益、利子、分配金を計算し、**損益計算を行います**。
現在保有されている公共債等についても、取得日および取得価額が判明しているものは特定口座での取り扱いが可能となります。
- ◆「特定口座 源泉徴収あり口座」をご利用いただく場合、当行が損益計算と源泉徴収を行いますので、**煩雑な確定申告の手続きを不要とすることができます**。



「証券総合口座」への統合に伴うお手続きのご案内

- ◆現在ご利用いただいているお取引口座の種類によってお手続きが異なります。

1. 現在「債券口座」をご利用のお客様 ※「投信口座」を利用されていない場合

◆本年12月までに「投信口座」および「特定口座」をご開設ください。

- ☑平成27年12月末時点でお預りしている公共債は、平成28年1月より「証券総合口座」でお預りいたします。（「証券総合口座」への移行にかかるお手続きは別途ございません。）
- ☑現在お預りしている公共債について、**特定口座への受入れを希望される場合は、本年12月までに「投信口座」および「特定口座」開設のお手続きをお願いします**。（特定口座への受入れにかかるお手続きは別途ございません。）
- ※ 法人のお客様は特定口座をご利用いただけません。

2. 現在「債券口座」と「投信口座」をご利用のお客様

< 特定口座をご利用のお客様 >

◆別途お手続きはございません。

- ☑平成27年12月末時点でお預りしている公共債・投資信託は、平成28年1月より「証券総合口座」でお預りいたします。（「証券総合口座」への移行および特定口座への受入れにかかるお手続きは別途ございません。）

< 特定口座を利用されていないお客様 >

◆お早めに「特定口座」をご開設ください。

- ☑現在お預りしている公共債・公社債投資信託について、**特定口座への受入れを希望される場合は、本年12月までに「特定口座」開設のお手続きをお願いします**。（「証券総合口座」への移行および特定口座への受入れにかかるお手続きは別途ございません。）
- ☑現在、一般口座でお預りしている株式投資信託は、特定口座へ組み入れることはできません。

< その他 >

- ☑「投信口座」の「お届出印鑑・指定預金口座」を『証券総合口座』（お一人様一口座）の「お届出印鑑・指定預金口座」とさせていただきます。

3. 現在「投信口座」をご利用のお客様 ※「債券口座」を利用されていない場合

< 特定口座をご利用のお客様 >

◆別途お手続きはございません。

- ☑平成27年12月末時点でお預りしている投資信託は、平成28年1月より「証券総合口座」でお預りいたします。（「証券総合口座」への移行および特定口座への受入れにかかるお手続きは別途ございません。）

< 特定口座を利用されていないお客様 >

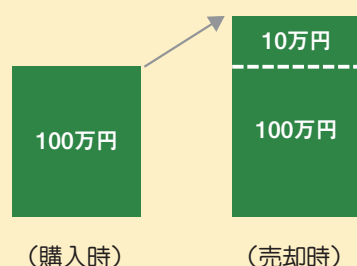
◆お早めに「特定口座」をご開設ください。

- ☑現在お預りしている公社債投資信託について、**特定口座への受入れを希望される場合は、本年12月までに「特定口座」開設のお手続きをお願いします**。（「証券総合口座」への移行および特定口座への受入れにかかるお手続きは別途ございません。）
- ☑現在、一般口座でお預りしている株式投資信託は、特定口座へ組み入れることはできません。

平成28年1月以降の課税方式について

◆現在お預りしている公共債を平成27年中に売却した場合と平成28年1月以降に売却した場合では、売却損益の課税方式等が異なります。

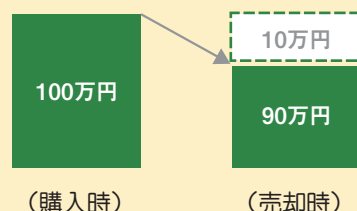
① 購入価額100万円、売却価額110万円 売却益が10万円発生した場合



平成27年中に売却	平成28年1月以降に売却
売却益は 全額非課税	売却益10万円に対して 20%の申告分離課税※ ※復興特別所得税は考慮していません。

この課税方式は、現在の株式や株式投資信託の配当・分配金、売買損益等の課税方式と同じです。
(売買損益等について、原則確定申告が必要となります。)

② 購入価額100万円、売却価額90万円 売却損が10万円発生した場合



	平成27年中に売却	平成28年1月以降に売却
上場株式等との損益通算	不可 (売却損の10万円は課税上ないものとみなされる)	可能
売却損の繰越し	翌年以降への繰越し 不可	翌年以降3年間繰越し 可能※ ※確定申告が必要です。

<その他>

平成27年12月末までに公共債を売却し、直ちに再取得する取引（いわゆるクロス取引）をした場合も売却益は非課税となり、再取得した公共債を平成28年1月以降に売却する際は、再取得した価格が取得価額となります。ただし、売却の際と再取得の際にそれぞれの価格が異なることにより、差額費用が生じます。

- ・当資料は、近年の税制改正等を反映して作成したのですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ・当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- ・最終的な売買等の判断はお客様ご自身で行ってください。

お手続きに関するお問い合わせはお取引店までご連絡ください。

銀行をこえる銀行へ



(平成27年7月)